

オープンカウンター方式による見積合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行いますので、参加を希望される場合は、本公示内容を熟読の上、見積書を提出してください。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方法です。

令和7年12月19日

支出負担行為担当官
東北森林管理局長 篠輪 富男

1 見積合わせに付する事項

（1）物 件 名 アルコールチェッカー購入

（2）規格及び数量 別紙仕様書（購入数内訳書）のとおり

ただし、別紙仕様書において「同等品事前確認」を「要」としている品名について規格・品質欄の同等品を納入する場合は同等品であることを証明する書類を令和7年12月26日（金）午後12時00分まで別紙仕様書に示す調達部署の調達担当者あてに提出すること。

なお、同等品の承認については、調達部署の調達担当者から連絡する。

（3）納 入 場 所 別紙仕様書（購入数内訳書等）のとおり

（4）納 入 期 限 令和8年3月13日（金）まで

2 見積に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

（2）予決令第71条の規定に該当しないこと。

（3）令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の『物品の販売』又は『物品の製造』においてA、B、C又はDの等級に登録されており、東北地域の競争参加資格を有する者であること。

（4）契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名

停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (5) 本公示に記載された資格を有していると認められる上記（3）の証明書類及び委任状がある場合は見積提出の際に併せて提出すること。

3 仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

〒010-8550 秋田県秋田市中通五丁目 9 番 16 号

東北森林管理局 総務企画部 総務課 安全衛生係

電話 018-836-2045

e-mail : t_soumu@maff.go.jp

4 見積書等の提出について

- (1) 見積書は令和 7 年 12 月 19 日（金）から受け付け、令和 8 年 1 月 8 日（木）を提出期限とします。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に掲げる行政機関の休日を除く午前 9 時から午後 5 時までに限ります。

- (2) 見積書の提出に当たっては、持参のほか、郵送、電子メールによる提出も認めますが、上記（1）の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。また、見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「（案件名）見積書在中」と必ず朱書きしてください。

電子メールによる提出の場合は、見積書及び内訳書を PDF 化し、上記 3 の e-mail 宛てに送信することとし、送信する際に電子メールの件名に「（案件名）見積書提出」と記載すること。

- (3) 見積書は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は消費税及び地方消費税を含まない総価を記載してください。また、内訳書を見積書に添付するものとし、内訳書の各項目に金額を記入の上、各項目の金額を合計した金額が見積書の金額と一致するように提出願います。

5 見積合わせについて

- (1) 見積合わせは非公開で行い、その結果については、見積書の提出期限以後概ね 1 ~ 2 日（閉庁日除く）中に見積参加者に通知します。

- (2) 契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とする。

6 見積書の無効について

東北森林管理局随意契約見積心得第 4 条のとおりです。

7 契約保証金
免除する。

8 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積した者を契約の相手方とします。
- (2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。

9 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、指定の請書の徵取又は指定の契約書を作成します（契約金額によっては、請書の徵取又は契約書の作成を省略する場合があります。）。

10 その他

- (1) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (2) 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、見積り参加者へ再度見積を依頼し、随意契約の協議を行う事ができるものとします。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

==== お知らせ ===

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局ホームページ

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>
をご覧ください。

仕様書

1 品名 アルコールチェックカー

2 製品選定の同等品

	品名	メーカー	規格等	同等品事前確認
1	アルコールチェックカー	(株)タニタ	アルコールチェックカー EA-100-WH	要

3 納入場所

納入先一覧表のとおり

4 同等と判断する要求基準

- ① 新品であること。
- ② 表示方法は LCD デジタル表示とする。
- ③ アルコールの検知レベルは 0.00mg/L～0.50mg/L 以上とする。
- ④ センサー寿命は、センサーの交換無しに 1 年以上又は 1000 回の検査が可能とする。
- ⑤ 保証期間は 1 年以上とする。
- ⑥ 検知方式は半導体ガスセンサーとする。
- ⑦ アルコール検知器協議会の認定を受けているものとする。
- ⑧ 吹き込み方式は直接吹きつけとする。
- ⑨ バッテリー又は電池が付属されていない場合は、別途納付すること。

調達部署の調達担当者

〒010-8550 秋田県秋田市中通五丁目 9 番 16 号

東北森林管理局 総務企画部 総務課 安全衛生係

電話 018-836-2045

e-mail : t_soumu@maff.go.jp

※同等品と同等又は同等品以上。

別紙

購入数内訳書

物件名 アルコールチェック一購入

物件番号	品目	品質・規格・型番	必要数量内訳(署等別)																						計	単位	単価	金額					
			津軽	金木	青森 (青事含む)	下北	三八	岩北	三北	久慈	三中	盛岡	岩南	遠野	仙台	東部	上小	西部	秋田	湯沢	由利	庄内	山形	最上	置賜	技セ	津セ	朝セ	藤セ	本局			
1	アルコールチェック一	アルコールの検知レベルは0.00mg/L～0.50mg/L センサー寿命、センサーの交換無しに1年以上 又は1000回の検査が可能	13	7	11	12	11	8	8	6	7	8	10	7	8	11	9	8	11	6	6	8	9	12	8	2	2	2	18	230	個		
																														小計			
																														消費税(10%)			
計			13	7	11	12	11	8	8	6	7	8	10	7	8	11	9	8	11	6	6	8	9	12	8	2	2	2	18	230		合計	

同等品申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男 殿

令和8年1月8日に見積書提出期限とされているオープンカウンター方式において、下記の品名について、同等品の申請をします。

記

アルコールチェッカー購入

品名	仕様書品質規格	数量	同等品品質規格

住所

商号又は名称

代表者氏名

様式第1号（第3条）

見 積 書

見積物件名 アルコールチェッカー購入

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円也

ただし、上記金額には消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び随意契約見積心得、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承諾のうえ、見積りします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男 殿

(見積者)

所 在 地

会 社 名

代表者氏名

(代理人)

所 在 地

会 社 名

代理人氏名

内訳書

アルコールチェックカー購入

物件番号	品目	品質・規格・型番	必要数量	単位	単価	金額
1	アルコールチェックカー	アルコールの検知レベルは0.00mg/L～0.50mg/L センサー寿命、センサーの交換無しに1年以上又は1000回の検査が可能	230	個		
計			230			

様式第2号（第3条）

委任状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 見積年月日 令和 年 月 日

2 件名 アルコールチェッカー購入

3 見積書提出に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

東北森林管理局長 箕輪 富男 殿

請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
東北森林管理局 箕輪 富男 殿

住 所
社 名
代表者氏名

- | | |
|---------|--|
| 1 件名・品名 | アルコールチェッカー購入 |
| 2 仕様・規格 | 別紙「仕様書、内訳書」のとおり |
| 3 数量 | 230 個 |
| 4 契約金額 | 金 円也
(うち消費税及び地方消費税額 金 円)
(注) 「消費税及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定により算出したもの並びに地方消費税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出されたもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。 |
| 5 納入期限 | 令和 8 年 3 月 13 日 |
| 6 納入場所 | 納入先一覧表のとおり |
| 7 検査場所 | 納入先一覧表のとおり |
| 8 契約保証金 | 免除 |

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を厳守の上、誠実に履行いたします。

条項

- 第 1 条 頭書の仕様、規格に基づき納入期限内に納入します。
- 第 2 条 頭書の期限までに物品を引き渡すことができない場合は、あらかじめ貴官に、遅延の理由及び納入見込み月日を明らかにした書面をもって延長の承認をお受けします。
- 第 3 条 頭書の期限までに物品を引き渡すことができない場合は、前条の定める承認にかかるわらず、損害賠償金として、納入期限の翌日から起算して納入の日までの日数に応じ、未納部分に対する契約金額に国の債権管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した額を貴官の請求により納付します。
- ただし、遅延が天災その他やむを得ない理由による場合は、免除されるようお願いします。
- 第 4 条 物品を納入する場合は、その旨貴官に通知し、10 日以内に検査をお受けします。検査に要する経費は、当方で全て負担します。
- 第 5 条 前条に定める検査の結果、数量、仕様、規格等に適合しない場合は、直ちに引き替え又は改造します。
- 第 6 条 検査に合格し引渡が完了しても 1 カ年以内に当該物品に不適合が発見された場合は、その不適合を補修し又は損害を賠償します。
- 第 7 条 検査に合格した日に、当該物品の所有権を貴官に引き渡します。
- 第 8 条 契約金額の支払いは、当方の適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内にお支払い下さい。
- 第 9 条 この契約において、次の各号の一つに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除されても不服は申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。
- (1) この契約に違反し、又は正当な理由が無く義務を履行しないと認められる場合
 - (2) この契約の履行に当たり、当方又は当方の使用人等に不正の行為があった場合
 - (3) 破産の宣告を受けた場合又はそのおそれがあると認められる場合
 - (4) 当方からの契約の解除を申し出た場合
- 第 10 条 前条各号に掲げる理由により、契約を解除された場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を貴官の請求により納付します。
- ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には違約金を免除されるよう承認願います。
- 第 11 条 この契約により生ずる権利及び義務は、貴官の承認を得なければ第三者に譲渡若しくは承継しません。
- 第 12 条 この契約によって当方が納付する遅延金及び違約金等がある場合は、貴官の指示により当方が受領する金額と相殺し又は別に徴収されても異存ありません。
- 第 13 条 この請書に定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議します。

仕様書

1 品名 アルコールチェックカー

2 製品選定の同等品

	品名	メーカー	規格等	同等品事前確認
1	アルコールチェックカー	(株)タニタ	アルコールチェックカー EA-100-WH	要

3 納入場所

納入先一覧表のとおり

4 同等と判断する要求基準

- ① 新品であること。
- ② 表示方法は LCD デジタル表示とする。
- ③ アルコールの検知レベルは 0.00mg/L～0.50mg/L 以上とする。
- ④ センサー寿命は、センサーの交換無しに 1 年以上又は 1000 回の検査が可能とする。
- ⑤ 保証期間は 1 年以上とする。
- ⑥ 検知方式は半導体ガスセンサーとする。
- ⑦ アルコール検知器協議会の認定を受けているものとする。
- ⑧ 吹き込み方式は直接吹きつけとする。
- ⑨ バッテリー又は電池が付属されていない場合は、別途納付すること。

調達部署の調達担当者

〒010-8550 秋田県秋田市中通五丁目 9 番 16 号

東北森林管理局 総務企画部 総務課 安全衛生係

電話 018-836-2045

e-mail : t_soumu@maff.go.jp

※同等品と同等又は同等品以上。

別紙

内訳書

物件名 アルコールチェック一購入

物件番号	品目	品質・規格・型番	必要数量内訳(署等別)																						計	単位	単価	金額					
			津軽	金木	青森 (青事含む)	下北	三八	岩北	三北	久慈	三中	盛岡	岩南	遠野	仙台	東部	上小	西部	秋田	湯沢	由利	庄内	山形	最上	置賜	技セ	津セ	朝セ	藤セ	本局			
1	アルコールチェック一	アルコールの検知レベルは0.00mg/L～0.50mg/L センサー寿命、センサーの交換無しに1年以上 又は1000回の検査が可能	13	7	11	12	11	8	8	6	7	8	10	7	8	11	9	8	11	6	6	8	9	12	8	2	2	2	18	230	個		
																														小計			
																															消費税(10%)		
計			13	7	11	12	11	8	8	6	7	8	10	7	8	11	9	8	11	6	6	8	9	12	8	2	2	2	18	230		合計	

納入先一覧表

森林管理署等名	略称	郵便番号	住 所
		電話番号	
津軽森林管理署	津軽	〒036-8101 TEL0172-27-2800	青森県弘前市豊田二丁目2-4
津軽森林管理署 金木支署	金木	〒037-0202 TEL0173-53-3115	青森県五所川原市金木町芦野200-498
青森森林管理署 (青森事務所含む)	青森	〒038-0011 TEL017-781-0131	青森県青森市篠田三丁目22-16
下北森林管理署	下北	〒035-0041 TEL0175-22-1131	青森県むつ市金曲一丁目4-6
三八上北森林管理署	三八上北	〒034-0082 TEL0176-23-3551	青森県十和田市西二番町1-27
岩手北部森林管理署	岩手北部	〒028-7534 TEL0195-72-2221	岩手県八幡平市荒屋新町41-8
三陸北部森林管理署	三陸北部	〒027-0022 TEL0193-62-6448	岩手県宮古市磯鶴石崎4-6
三陸北部森林管理署 久慈支署	久慈	〒028-0001 TEL0194-53-3391	岩手県久慈市夏井町大崎14-12
三陸中部森林管理署	三陸中部	〒022-0003 TEL0192-26-2161	岩手県大船渡市盛町字字津野沢7-5
盛岡森林管理署	盛岡	〒020-0061 TEL019-663-8001	岩手県盛岡市北山二丁目2-40
岩手南部森林管理署	岩手南部	〒023-0853 TEL0197-24-2131	岩手県奥州市水沢東上野町12-17
岩手南部森林管理署 遠野支署	遠野	〒028-0515 TEL0198-62-2670	岩手県遠野市東館町7-39
仙台森林管理署	仙台	〒981-0908 TEL022-273-1111	宮城県仙台市青葉区東照宮一町目15-1
米代東部森林管理署	米代東部	〒017-0031 TEL0186-50-6130	秋田県大館市上代野字中岱3-23
米代東部森林管理署 上小阿仁支署	上小阿仁	〒018-4401 TEL0186-77-2422	秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中376-13
米代西部森林管理署	米代西部	〒016-0815 TEL0185-54-5511	秋田県能代市御指南町3-45
秋田森林管理署	秋田	〒019-2601 TEL018-882-2311	秋田県秋田市河辺和田字和田156-3
秋田森林管理署 湯沢支署	湯沢	〒012-0844 TEL0183-73-2164	秋田県湯沢市田町2丁目6-38 湯沢合同庁舎内
由利森林管理署	由利	〒015-0885 TEL0184-22-1076	秋田県由利本荘市水林439
庄内森林管理署	庄内	〒997-0015 TEL0235-22-3331	山形県鶴岡市末広町23-37
山形森林管理署	山形	〒991-0053 TEL0237-86-3161	山形県寒河江市元町一丁目17-2
山形森林管理署 最上支署	最上	〒999-5312 TEL0233-62-2122	山形県最上郡真室川町大字新町字下荒川200-11
置賜森林管理署	置賜	〒999-1352 TEL0238-62-2246	山形県西置賜郡小国町大字岩井沢581-45
森林技術・支援センター	技術 セ	〒037-0305 TEL0173-57-9022	青森県北津軽郡中泊町大字中里字龜山540-8
藤里森林生態系保全センター	藤里 セ	〒018-3201 TEL0185-79-1003	秋田県山本郡藤里町藤琴字大関添24-3
朝日庄内森林生態系保全センター	朝日 セ	〒997-0404 TEL0235-58-1730	山形県鶴岡市下名川字落合3
津軽白神森林生態系保全センター	津軽 セ	〒038-2761 TEL0173-72-2931	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字東阿部野70-82
東北森林管理局	東北森林 管理局	〒010-8550 TEL018-836-2074	秋田県秋田市中通五丁目9-16